

NPO元気なまちづくり助成事業（案）の概要
（（財）民間都市開発推進機構の拠出金による助成）

資料 2

1 事業概要

目 的	県内においてNPOが行う「まちづくり」の施設整備（新設・改修・保全）事業に対して助成し、共助意識を高めることを目的とする。
応募資格	・平成20年4月1日現在、法人が成立（設立登記が完了）していること ・事務所を県内に有し、県内を中心に活動していること
事業実施期間	内定の日から平成21年2月末日まで
助成対象経費	施設等の整備（新設・改修・保全）事業に直接必要な経費 ・ 工事費 （建築工事、改修工事、内装工事、設備工事等） ・ 設計費
申請回数制限	同一法人が助成を受けるのは1回限りとする
財産処分制限	助成金により改修した施設等の財産は、助成事業完了後5年以内の処分不可

2 助成メニュー

	(1)	(2)
助成区分	活動拠点の整備事業	地域資源の活用事業
対象事業	NPOが住民交流を促進するために、県内に新たな活動拠点を整備する事業	歴史や自然など地域の資源を再評価し、郷土の誇るべき魅力としてまちづくりに活かすNPOの活動で、県内に施設を整備（新設・改修・保全）する事業
助成限度額	100万円	500万円
補助率	10/10	4/5以内

前回の懇話会意見を踏まえた修正点（案）

行政施設等でNPOが活動拠点を整備する事業を対象とする	行政（管理者）の承諾を得てNPOが独自の取組として行う事業は対象とする 例）承諾を得て廃校を歴史資料館に改修 承諾を得て公園内に自然観察ゾーンを整備
支店に相当する事務所の新設を対象とする	別の場所に新たに活動拠点を設ける場合は対象とする 例）A市で子育てサロンを行っているNPO法人が、B市に子育てサロンを新たに整備（裏面ア-例2）
改築も対象に含める	活動拠点の整備事業は、新たに住民と交流する機能を追加すれば改築を対象とする 例）既存の事務所を改築して、1階に資料館を整備（裏面イ）